

津波対策の推進に関する法律案(衆第一四号)(衆議院提出) 要旨

本法律案は、津波により多数の人命が奪われた東日本大震災の惨禍を二度と繰り返すことのないよう、津波対策に万全を期する必要があることに鑑み、津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、津波対策を推進するに当たつての基本的認識を明らかにするとともに、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波対策のために必要な施設の整備その他の津波対策を推進するために必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 津波対策を推進するに当たつての基本的認識について定める。
- 二 ソフト面における津波対策として、連携協力体制の整備、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、地域において想定される津波による被害の予測、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、地域において想定される津波による被害についての周知並びに津波からの迅速かつ円滑な避難を確保するための措置について定める。

三 ハード面における津波対策として、津波対策のための施設の整備、津波対策に配慮したまちづくりの推

進、危険物を扱う施設の津波からの安全の確保並びに災害復旧及び災害からの復興に当たつての配慮について定める。

四 津波対策に関するその他の施策として、津波対策に関する国際協力の推進、津波防災の日及び財政上の措置について定める。

五 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、速やかに、津波避難施設、津波避難施設への避難路及び誘導のための設備等の整備の促進を図るために必要な財政上及び税制上の措置について検討を加え、必要な措置を講ずるとともに、この法律の施行後三年を目途として、東日本大震災の検証等を踏まえ、津波対策の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずる。